

取扱区分：公開

令和3年第3回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年3月25日（木）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和3年第3回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第3回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年3月25日（木） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和3年3月25日（木） 午後3時00分
- 3 出席委員（9人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 4番 野口 勇 6番 齋藤 博司
7番 高橋 建一 11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭 13番 原田 順一
14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（3人） ※（ ）内は担当地区
（平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 出席を求めている委員（緊急事態宣言の発令により）（5人）
農業委員： 3番 常見 淳 5番 田鍋 光男 8番 寺田 進 9番 岩崎 久
 10番 山本 寿一

推進委員： （平野）渋谷 悟 （蓮田）山口 恵司 （黒浜）新井 仁
- 8 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 9 出席した農業委員会事務局職員（2人）
事務局長 柴田 賢次
事務局副主幹 左右田 尚紀
（農政課主幹 中里 幸雄）

10 傍聴人（0人）

なし

11 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和3年第3回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和3年2月25日に開催いたしました、令和3年第2回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃると思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員から指摘がございましたので、事務局から訂正の箇所の説明をお願いいたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、署名をお願いいたします。

今回は今回の出席状況が分からなかったため、議事録署名人の指名ができませんでしたので、前回にもご出席いただいている、●●●●、●●●●をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。本日は、緊急事態宣言の発令に伴い委員の出席数を調整させていただいており、出席委員は14名中9名となりますが、総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員も同様に出席数を調整させていただいており、3名の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名でございますが、これまでは緊急事態宣言発令中であつたため指名はできませんでしたが、来月の第4回総会からは、通常の全員出席の形に戻す予定でございますので、指名をさせていただきます。●●●●、●●●●、よろしくお願ひします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料の通りでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号の1案件となり、報告は、

●●という一番下のところが入っています。下から2番目の山林というのが●●●●で、三角形のような形になっています。黒で塗りつぶしてある場所が、●●の建物が予定されている地域です。4ページの建物の左上と右下のところに白く枠が囲ってあるだけのところがあるのですが、そこは発掘の対象ではなく、発掘で出た土砂を盛りたいということで申請となっております。わかりづらい図になり申し訳ないのですが、内容としてはそういう形になっております。

それから、補足説明資料の3ページに戻っていただきますと、農業振興地域内の農用地区域外の第2種の農地でございます。

こちらの資金計画につきましては調査費用ということで、事務局の方で確認させていただいております。

排水処理について、汚水、雑排水については発生しないということで、その他のところに先ほどお話ししたとおり、抜根までは求めていないのですが整地を進めている状態であったということでございます。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足説明はございますか。

(事務局)

一時転用の縮図、発掘調査の縮図ということで、発掘調査も含めて農地転用をかけるのが本来的なものですが、こちらについては事前に相談があった際に、●●を運営する会社がまだ決まっていない状態でした。決まっていないが発掘調査は先行してやりたいという申し出があり、発掘調査をする会社が譲受人ということで一時転用の許可申請を出してくれということで、今回の5条の許可申請になっています。

よって、仮に今回の許可がおりた後、発掘が終わった後に、改めて●●を運営する会社の方が農地転用の許可申請をするという予定になっております。2段階での許可が発生しているということになります。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、議案第1号の番号1につきましては担当地区委員さん及び事務局の説明、また、局長の説明もいただきました。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(事務局)

事務局の方から申し訳ないのですが、お手元のA3判の写真に、山積みになっている樹を切ったものが置いてある状態のものがあるのですが、こちらはあまりよろしくない事務局の方では感じています。農地が農地である状態が前提となっておりますので、譲受人の方にも、今日までの間に農地である状態にしておいていただきたいと申し入れはしてはいたのですが、写真のとおり、樹木を伐採したものが積まれた状態に今もなっています。

(議 長)

ありがとうございました。

(委 員)

この農地なのですが、毎年の農地パトロールでは、荒地という扱いになっていたのでしょうか。多分、そうだと思うのですが。

(委 員)

その時の記録はないのですが、ここは元々、スモモと梅と柿の果樹園でした。それが、最近は樹があるだけで放置していたのですが、一応、形式的には果樹園ということでした。

(委 員)

では、荒地扱いとは違うのですね。

(委 員)

はい。あと、材木の置いてある場所は、南側の山林の部分だと思います。一応、農地の上に果樹が植えてあって、切ったのは山林の部分に置いてあるという状況です。

(委 員)

ただ今の話について、タイヤとプレハブが置いてあるところも材木が置いてあるような山林部分なのですか。

(委 員)

はい。

(事務局)

写真は、3枚目の図面の一番下●●●●という山林部分、左側にあるプレハブはゴミ処理業者に貸していて4月に撤去されているということです。

(委 員)

これで仮に埋蔵文化財の調査が無事に終わって、次に許可申請ということになり、実際に円滑に進んだとして、●●の建設については1年以上先になり、だいたいの計画がなされているのか、そのようなことが分かれば教えていただきたいです。

(事務局)

白地の扱いの土地になっています。まだ法人が決まっていないという話がありましたが、この辺が整ってから進んでくるとおられます。

(議 長)

他には何かありますでしょうか。

(委 員)

先ほど写真に写っていた樹がありますけど、これは山林の上に置いてあり、今申請を出しているところはきれいにしてあるということですか。

(委 員)

先日、話を聞きましたら、元々、農地のところの埋蔵文化財の調査が必要なので、そこはきれいにしていて、切ったものは一番南側の山林部分に置いているという話でした。実際に確認します。

(議 長)

ありがとうございます。他には何かありますでしょうか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認をすることにいたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告3について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

(事務局) — 報告1から報告3、朗読 —

(議 長)

以上、朗読いたしました、報告1から3について質問がありましたら、挙手をお願いします。

なし。

(議 長)

特に質問がないようですので、報告事項を終わらせていただきます。

以上で、本日の議案の審議及びに報告事項は、全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

それでは、委員の皆様方には貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。